

医学部履修要項（平成 27 年度以降入学者用）

授業科目（ユニット）等

第 1 条 医学部各学年において履修する授業科目（ユニット）および科目数（ユニット数）は別表（2）のとおりとする。

選択科目

第 2 条 選択科目については履修科目届を所定の期日までに、学務課に提出しなければならない。履修科目届提出後の科目の変更および取り消しは認めない。

実習・演習および実技

第 3 条（第 1 学年）

実習および演習については、原則として、各科目の総時間数の 4/5 以上出席しなければその科目の成績を 0 点とし、初年次体験実習は不合格とする。

- 2 病気、その他やむを得ない理由により出席できなかった場合は担当教員に申し出ればその科目の実習・演習を補うことがある。
- 3 実習・演習および実技の成績は、態度、技能、レポート、筆答・口頭試問・実地試験等を総合して判定する。
- 4 健康と運動の科学および健康とスポーツの科学につ CBT いては総時間数の 2/3 以上を出席しなければ、不合格とする。本項に該当する者に対しては、本科目の再試験および最終試験を行わない。
- 5 病気その他やむを得ない理由により健康と運動の科学および健康とスポーツの科学の出席時間数が不足した場合は、担当教員に申し出れば他の方法により出席時間数を補うことがある。

第 4 条（第 2 学年・第 3 学年・第 4 学年・第 5 学年・第 6 学年）

実習および演習については当該科目の時間数の 4/5 以上出席しなければ当該学年の評点を与えない。

- 2 病気や忌引きその他やむを得ない理由により規定時間数以上の出席が満たされなかった場合は、その旨を学務課に申し出れば当該教授会の議を経てその科目の実習を補うことがある。
- 3 実習および演習ユニットの成績は、態度、技能、レポート、口頭試問、小テスト等を総合して決定する。

定期試験等

第 5 条（第 1 学年）

試験には定期試験、臨時試験、追試験、再試験がある。

- 2 定期試験は各学期末に行う。定期試験の他に臨時試験を行うことがある。
- 3 1 学年の出席については、全授業終了後に集計を行う。全授業時間数の 2/3 以上出席しなかった者には定期試験の受験資格を与えない。ただし実習・演習および実技は除く。
- 4 試験の方法は、筆答・口頭試問・実地・レポート提出等であり、これらは併用実施することがある。
- 5 各試験の成績は 100 点満点とし、60 点以上を合格とする。1 科目を 2 名以上の教員が分担する科目の成績については、その科目の担当者の協議によって決定する。
- 6 定期試験の日程は試験の開始日の 1 週間前までに公示する。
- 7 病気や忌引きなどやむを得ない理由により、定期試験を受験できなかった者に対して所定の期日に追試験を行う。追試験の追試験は行わない。
- 8 追試験の受験者は当該試験欠席届および追試験願を学務課に提出しなければならない。追試験の受験者には受験料を課する。
- 9 追試験の成績はその得点の 80%とする。ただし、定期試験をインフルエンザ等の学校保健安全法で定められた感染症で学校の指示により欠席した場合、または忌引きで欠席した場合の追試験の得点はその得点とするが、最高点は各科目の最高点の 90%とする。
- 10 不合格科目の再試験は、後期定期試験後の判定で取得科目数が所定の科目数の 60%以上、あるいは所定の科目の総得点が合格基準点の総和以上の何れかに該当した者について所定の時期に行う。
- 11 再試験の受験者は、指定した期日までに再試験願を事務課学事係に提出しなければならない。再試験の受験者には受験料を課する。
- 12 再試験に合格した者の成績は 60 点とする。
- 13 再試験の追・再試験は行わない。

第 6 条（第 2 学年・第 3 学年・第 4 学年）

各科目の定期試験および第 4 学年の臨床総合試験Ⅰは各学期末に行う。臨床総合試験Ⅰ、定期試験のほかに臨時試験を行うことがある。第 2 学年、第 3 学年および第 4 学年における定期試験・臨床総合試験Ⅰはブロック単位とし、各ブロックについて行う。

- 2 試験の方法は筆答、口頭試問、レポート提出等であり、これらは併用実施することがある。
- 3 試験の監督は当該科目あるいは当該ブロックの担当教員およびその教員の委嘱した者が行う。
- 4 定期試験、臨床総合試験Ⅰの日程は試験開始日の 1 週間前までに公示する。
- 5 病気や忌引きなどやむを得ない理由により、定期試験を受験できなかった第 2 学年、第 3 学年および第 4 学年の者に対して所定の期日に追試験を行う。追試験の追試験は行わない。

- 6 追試験の受験者は当該試験欠席届および追試験願を学務課に提出しなければならない。追試験の受験者には受験料を課する。
- 7 追試験の成績はその得点の 80%とする。ただし、定期試験をインフルエンザ等の学校保健安全法で定められた感染症で学校の指示により欠席した場合、または忌引きで欠席した場合の追試験の得点はその得点とするが、最高点は各科目の最高点の 90%とする。
- 8 定期試験・臨床総合試験Ⅰおよび追試験を受験できなかった場合は、当該試験の成績を 0 点とする。
- 9 出席については、全授業終了後に集計を行う。全授業時間数の 2/3 以上出席しなかった者には、定期試験の受験資格を与えない。ただし、実習および第 2 学年、第 3 学年および第 4 学年の演習は除く。

成績判定

- 第 7 条 第 2 学年、第 3 学年および第 4 学年における成績は評点をブロック単位とし、定期試験その他各種資料に基づいて決定し、各ブロックの合格基準点(原則 60%)以上の得点をもって当該ブロックのユニットを一括して合格とする。
- 2 第 4 学年における臨床総合試験Ⅰの成績は、原則として内科系、外科系、症候学それぞれの合格基準点(60%)以上の得点をもって合格とする。
 - 3 第 5 学年における成績は、実習評価点と臨床総合試験Ⅱの科目 A、科目 B、症候学それぞれの合格基準点(60%)以上の得点をもって合格とする。
 - 4 最終判定は試験委員会の議を経て教授総会において行う。
 - 5 学業成績の評価は、S(90 点以上)、A(80 点以上 90 点未満)、B(70 点以上 80 点未満)、C(60 点以上 70 点未満)、D(60 点未満)の 4 種類及び合、否の 2 種類とし、S、A、B、C 及び合を合格、D 及び否を不合格とする。

再試験等

- 第 8 条 第 2 学年、第 3 学年および第 4 学年における不合格ブロックの再試験は、原則として、合格ブロック数が全ブロック数の 60%以上、あるいは全ブロックの総点数が合格基準点の総和以上のいずれかに該当した者について行う。
- 2 第 4 学年については、臨床総合試験Ⅰの結果不合格になった試験(内科系、外科系、症候学)について再試験を行う。
 - 3 第 5 学年については、臨床総合試験Ⅱの結果不合格になった場合、臨床実習の評価点が 6 診療科以上において 60%以上の学生について再試験を行う。
 - 4 再試験の追・再試験は行わない。
 - 5 再試験の受験者は再試験願を学務課に提出しなければならない。再試験の受験者には受験料を課する。
 - 6 再試験で合格した場合の点数は、定期試験の当該ブロック・科目の合格基準点とする。
 - 7 第 2 学年、第 3 学年および第 4 学年の実習及び演習ユニットの成績結果については第 8 条の第 1 項を適用しない。

共用試験(CBT)・共用試験(OSCE)

- 第 9 条 第 4 学年は、共用試験(CBT)、共用試験(OSCE)を行う。
- 2 共用試験(CBT・OSCE)の受験者には受験料を課する。
 - 3 病気などやむを得ない事情により、共用試験(CBT)・共用試験(OSCE)を受験できなかった者および不合格になった者について、所定の期日に追再試験を行う。追再試験の追再試験は行わない。ただし、合格基準は別に定める。
 - 4 追試験の受験者は当該試験欠席届および追試験願を学務課に提出しなければならない。追試験の受験者には受験料を課する。
 - 5 共用試験(CBT)、共用試験(OSCE)の成績結果については第 8 条の第 1 項を適用しない。

進級・卒業

第 10 条(第 1 学年)

- 学年末において、履修すべき必修科目(選択必修科目を含む)のすべてに合格した者は進級とする。
- 2 第 5 条第 12 項による再試験受験資格のない者は留年とする。
 - 3 不合格科目に対する再試験のすべてに合格すれば進級とする。
 - 4 再試験の結果、不合格科目のある者は留年とする。

第 11 条(第 2 学年・第 3 学年・第 4 学年・第 5 学年・第 6 学年)

- その学年の所定の科目あるいはブロックのすべてに合格した者、または不合格科目あるいは不合格ブロックの再試験にすべて合格した者は進級とする。
- 2 第 2 学年、第 3 学年および第 4 学年の実習および演習ユニットの不合格者は留年とする。
 - 3 再試験受験資格のない者、および再試験の結果不合格科目あるいは不合格ブロックがある者は留年とする。
 - 4 第 4 学年については前期定期試験、共用試験(CBT)、共用試験(OSCE)、臨床総合試験Ⅰおよび第 4 条に従って履修科目のすべてに合格した場合に進級とする。ただし、第 4 学年の総合講義について講義時間数の 2/3 以上出席しなかった者には臨床総合試験Ⅰの受験資格を与えない。
 - 5 第 5 学年については臨床総合試験Ⅱ、および第 4 条に従って履修科目のすべてに合格した場合に進級とする。

ただし、第5学年の総合講義について講義時間数の2/3以上出席しなかった者には臨床総合試験Ⅱの受験資格を与えない。

- 6 留年者は全科目あるいは全ブロックを再履修しなければならない。

第12条（席次）

各学年の進級に際し、成績判定および卒業判定結果にもとづき席次を付する。

- 2 第2学年、第3学年の席次については定期試験の総点に基づき決定する。
- 3 第4学年の席次については前期定期試験の序列と臨床総合試験Ⅰの序列に基づき決定する。同順位となる場合には、臨床実習の評価点の高い方を上位とする。
- 4 第5学年の席次については、臨床実習の評価点と臨床総合試験Ⅱの総点に基づき決定する。
- 5 第6学年の席次については、総合試験、卒業試験Ⅰ・Ⅱの総点に基づき決定する。

第13条（全学年）

同一年次に2年を超えて在学することはできない。なお、当該年数に休学期間は算入しないが、休学期間は通算して6年を超えることはできない。

第14条（卒業判定）

卒業試験は第6学年に行う。

- 2 第6学年については診療参加型臨床実習に合格した者および集中講義の時間数の2/3以上出席した者に卒業試験を受験する資格が与えられる。
- 3 卒業の判定は第6学年の総合試験及び卒業試験の成績をもって、卒業見込、卒業保留、留年を決定する。
- 4 卒業保留者については、卒業試験と同等の再評価試験に合格すれば、卒業資格を与える。

その他

第15条 進級並びに卒業決定等の重要事項および特例に関しては当該教授会において審議し決定する。

附則1 この要項は平成24年4月1日から適用する。

- 2 この改正要項は、平成25年4月1日から適用する。
- 3 この改正要項は、平成28年4月1日から適用する。
- 4 この改正要項は、平成29年4月1日から適用する。
- 5 この改正要項は、平成30年4月1日から適用する。
- 6 学生の履修について、学則およびこの要項に定められていない事項は教授会の議を経てこれを定める。
- 7 この要項の変更は教授総会の議を経て行う。

医学部履修要項解説

1. 英検資格取得者およびTOEIC基準成績取得者に対する認定

文部科学省認定実用英語技能検定（英検）1級・準1級資格取得者または国際コミュニケーション英語技能テスト（TOEIC）750点以上の得点取得者は、申請によってEnglish for Global Communication（必修）の科目の一部（4科目または2科目）について、認定を受けることができる。なおEnglish for Global Communicationに含まれる科目としてはConversational English、Paragraph Writing、Freshman English A・Bがある。

英検に関しては、1級取得者は4科目分、準1級取得者は2科目分に相当する英語科目を自由に選び認定を受けることができる。

TOEICに関しては、910点以上の得点取得者は4科目分、750点以上の得点取得者は2科目分に相当する英語科目を自由に選び認定を受けることができる。

但し、準1級資格取得者または750点以上の得点取得者で、すでに2科目の認定を受けているものが、1級資格の取得または910点以上の得点を取得し再度科目認定の申請をしても、新たに認められる科目は2科目までとする。

認定を希望する者は、英語科目単位認定願及び、英検の場合は合格証明書を、TOEICの場合はOFFICIAL SCORE CERTIFICATE（公式認定証）をそれぞれ富士吉田校舎事務課へ提出しなければならない。認定を申請して認められた者は通常の授業に出席することなしに申請科目が認定され、さらに一定の成績評価を与えられる。

2. 進級について

第1学年

項目	不合格科目数	合格基準点	判定
定期試験	0	-	進級※
	1～16	-	再試験受験資格あり
	17以上	合格基準点総和(2,400点)以上 合格基準点総和(2,400点)未満	留年
再試験	0		進級※
	1以上		留年
専門科目演習	0		進級※
	1以上		留年

※進級には演習科目を含む全科目合格が必要